

平成19年6月8日

兵庫県監査委員

天	宅	陸	行
久	保	敏	彦
中	村	雅	宥
山	本	敏	信

行政監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、平成18年7月から19年5月までの間に実施した行政監査の結果を次のとおり公表する。

# 行政監査報告書

## 目次

	頁
第1 監査の概要	1
1 監査のテーマ	1
2 監査の趣旨	1
3 監査対象事務	1
4 監査実施方法	1
5 監査の主な着眼点	2
6 監査実施時期	2
第2 8テーマの監査結果（総括）	3
第3 特定監査項目の監査結果（総括）	6
第4 8テーマの監査結果	14
1 貸付金に係る事務事業（平成5年2月）	15
2 相談事業（平成6年2月）	21
3 生涯学習講座事業（平成8年6月）	27
4 県が設置している宿泊施設の管理運営事務（平成9年6月）	31
5 県が設置している都市公園・文化・スポーツ施設の管理運営事務（平成11年6月）	35
6 高額機器の取得、利用・管理（平成13年6月）	42
7 公益法人等に対する指導監督等（平成15年6月）	49
8 公舎、職員住宅等の管理運営（平成17年6月）	58
第5 特定監査項目の監査結果	68
1 貸付金債権の管理と償還事務	69
2 公の施設における防火管理体制	81
3 高額機器の契約関係事務	86
4 「県関係団体会計事務指導・支援マニュアル」に基づく主務課の指導・支援	92

## 第1 監査の概要

### 1 監査のテーマ

行政監査結果のフォローアップについて

### 2 監査の趣旨

地方自治法の改正により平成3年に行政監査が制度化されて以降、過去8回、監査の対象テーマを定め、行政監査を実施してきたところである。

この間、平成10年には監査の結果に基づき措置を講じた場合はその旨を監査委員に通知することも制度化されたが、行政監査の第1回から第4回までについてはこのような制度はなく、また、第5回以降については措置結果が報告されることとなったが、措置について検討中あるいは措置予定とするものも相当数みられた。

そこで、これまで実施した行政監査に対してどのような措置が講じられ、その結果がどのように行政に反映されたのかを中心に措置状況を監査するとともに、併せて、これまでの行政監査テーマの中から、県民の関心、事務の重要性を勘案し、特定監査項目を設定して監査することにより、今後の行財政の運営に資することとする。

### 3 監査対象事務

(1) 下記8テーマの監査結果に対し、当局が講じた措置

	監査報告時期	行政監査テーマ名
第1回	平成5年2月	貸付金に係る事務事業
第2回	平成6年2月	相談事業
第3回	平成8年6月	生涯学習講座事業
第4回	平成9年6月	県が設置している宿泊施設の管理運営事務
第5回	平成11年6月	県が設置している都市公園・文化・スポーツ施設の管理運営事務
第6回	平成13年6月	高額機器の取得、利用・管理
第7回	平成15年6月	公益法人等に対する指導監督等
第8回	平成17年6月	公舎、職員住宅等の管理運営

(2) 特定監査項目

- ア 貸付金債権の管理と償還事務（平成5年2月監査報告）
- イ 公の施設における防火管理体制（平成11年6月監査報告）
- ウ 高額機器の契約関係事務（平成13年6月監査報告）
- エ 「県関係団体会計事務指導・支援マニュアル」に基づく主務課の指導・支援（平成15年6月監査報告）

### 4 監査実施方法

監査は、監査調書等の提出を求め、書面調査、ヒアリング調査及び現地調査により実施した。

**5 監査の主な着眼点**

- (1) 行政監査報告において監査委員が留意・改善を求めた事項について、適正に措置がなされているか。
- (2) その後の社会・経済情勢の変化や県民のニーズに即応した、より経済的で効率的な事務運営がなされているか。

**6 監査実施時期**

平成18年7月から平成19年5月

## 第2 8テーマの監査結果（総括）

### 1 総評

行政監査結果に対し、概ね適正に措置がなされている。

しかしながら、一部において、十分な措置が講じられていないものもあるので、以下、テーマごとに記述する（特定監査項目に係るものを除く。）。

### 2 留意・改善を求める事項

#### (1) 貸付金に係る事務事業（平成5年2月）

ア 新分野進出資金は、中小企業者等の経営革新、新事業の創出等を支援するものであるが、融資実行率が低調であるので、一層の制度周知を図り、多様な資金需要に応えられたい（15頁）。

イ 農業改良資金、林業・木材産業改善資金及び勤労生徒奨学資金について、引き続き、収入未済の解消に向け、債権回収の強化及び債権の適正管理を図られたい（19頁）。

#### (2) 相談事業（平成6年2月）

ア 専門相談の中でも、県民の安全・安心面から特に迅速な対応が望まれる児童・高齢者虐待やDV等の相談事業については、相談窓口の周知のため、一過性の広報に留まることなく、全世帯配布広報紙「県民だよりひょうご」の紙面を工夫するなどして掲載に努められたい（21頁）。

イ 高齢者総合相談のうち、一部の専門相談については、依然として相談件数が低調であるため、その原因を分析し、より効果的な事業運営を図るとともに、利用情報の県民への一層の周知が進むよう工夫されたい（24頁）。

ウ 相談結果の中から県民が求める情報を的確に把握し、県ホームページ上の情報掲載の充実に努めるとともに、掲載後の情報更新についても適切・迅速に対応されたい（26頁）。

(3) 生涯学習講座事業（平成8年6月）

ア 兵庫県産業技術大学の定員充足率は58.9%であるので、一層の企業ニーズの把握、新規受講企業の開拓、PRの強化等に努められたい（29頁）。

イ 生活創造大学は、開設した21講座中定員充足率が70%以下の講座が12講座あるので、より幅広い層からの受講生を確保できるよう講座内容や開講時期等を工夫するとともに、受講者が学習の成果を地域での活動に生かせるよう、効果的な事業運営に努められたい（30頁）。

(4) 県が設置している宿泊施設の管理運営事務（平成9年6月）

文化会館等については、宿泊施設を廃止したうえで、県民の生活創造活動拠点としての機能充実を新たに図っているものの、従来から有している施設や物品、とりわけ図書及び視聴覚資料については老朽化が進み、利用も極めて低調であることから、保有の必要性を検証するとともに、生活創造情報プラザとして保有すべき情報資料の整備に努められたい（32頁）。

(5) 県が設置している都市公園・文化・スポーツ施設の管理運営事務（平成11年6月）

ア 昆虫館のあり方について、関係機関との協議、調整を早急に進められたい（35頁）。

イ フラワーセンター等一部の公の施設においては、なお利用状況の低調なものが見受けられる。平成18年度からは、一部の施設において、開業日・開業時間の拡大を実施するなど、県民サービスの向上を図っているが、今後とも、県民が利用しやすい施設運営に意を用い、施設の利用促進を図られたい（38頁）。

(6) 高額機器の取得、利用・管理（平成13年6月）

県立大学や一部の試験研究機関においては、組織的に機器の評価管理を行うシステムが構築されておらず、あるいは機器の有効活用方策を検討する場として必ずしも機能していない現状が見受けられることから、当該システムが実質的に機能するよう組織的な取り組みを図られたい（44頁）。

(7) 公益法人等に対する指導監督等（平成15年6月）

ア 公益法人の設立許可及び指導監督基準等に基づく指導の結果、改善が図られているが、各種報告書類の提出（49頁）、事業費・管理費の総支出額に占める割合（51頁）、理事の構成

(52頁)、インターネットによる情報公開(53頁)及び互助・共済団体等における外部監事の導入(同頁)について、引き続き指導されたい。

イ 県が出資等する公益法人等に対して、会計研修や倫理研修等への積極的な取り組み(54頁)、チェック機能が効率的・効果的に機能しているかの把握(55頁)、監事の専任化の推進と監事機能の強化(56頁)、外部監査等の導入(同頁)及びホームページ上での情報公開等(57頁)について、引き続き指導されたい。

#### (8) 公舎、職員住宅等の管理運営(平成17年6月)

ア 看護師宿舎の入居率は53.5%、医師公舎の入居率は58.9%であるので、それぞれ有効活用に努められたい。このうち借上看護師宿舎等については、需給状況に応じた適切な戸数管理に努めるとともに、一棟借上げの宿舎については、部分解約等に向けた交渉、協議に鋭意取り組まれたい(61頁)。

イ 公舎、職員住宅等全体の管理状況をみると、既存ストックの有効活用のため、入居資格の緩和等の措置は講じられているが、前回(平成16年度)の入居率75.0%と比較して70.6%(当面の廃止決定分を除いた入居率:73.6%)であり、依然として入居率は低下している。今後とも、管理戸数のさらなる見直しを進めるとともに、既存ストックの一層の有効活用に努められたい(63頁)。

ウ 知事部局所管の職員住宅において、敷地内に駐車の実態があるにもかかわらず駐車場使用料を徴収していないもの、入居者の専用物置として使用されているにもかかわらず使用料を徴収していないものがあるので、それぞれ使用料を徴収されたい(64頁)。

エ 消防署に防火管理者の選任届が提出されていない公舎、職員住宅が14か所、消防訓練を実施していない公舎、職員住宅が21か所あるので、速やかに防火管理者を選任するとともに、消防計画に基づき消防訓練を実施するよう指導されたい(66頁)。

オ 職員住宅の居住環境を良好に維持することは入居者の当然の義務であるが、一部それが不十分な職員住宅が見受けられたので、入居者に対し、なお一層指導に努められたい(同頁)。

平成5年以降8テーマについて行政監査を実施し、効率的、効果的な行財政運営の観点から事務事業の問題点を指摘し、改善を求めてきたところであり、その結果、概ね適正な措置が講じられているが、未だ十分な対応が図られていないものについては、早急に所要の措置が講じられるとともに、厳しい財政環境の中、行財政運営の一層の効率化に努められることを望むものである。

### 第3 特定監査項目の監査結果（総括）

#### 1 貸付金債権の管理と償還事務

##### (1) 共通事項

###### ア 収入未済への対応

###### (7) 適切な初期対応

収入未済対策としては、未納が発生した時点で速やかに債務者の状況を把握し、その状況に応じた対策を迅速に講じることが肝要であるが、必ずしも適切に初期対応が行われていないので、収入未済発生時の初期対応を適切に行われたい（70頁）。

###### (4) 債権分類に基づく収入未済債権の適正な管理

限られた人的資源を有効に活用し、効率的に収入未済の解消を図っていくためには、債権の回収可能性に着目した債権分類が必要であるが、組織的に債権分類が行われていない債権もあるので、適切な債権分類に基づき、回収可能性の高い債権に対し重点的にアプローチを図るなどにより、効率的で効果的な償還事務に努められたい（同頁）。

###### (9) 弾力的な償還体制の構築

債務者（連帯保証人を含む。）が働いている場合、勤務時間内での償還活動では、債務者に接触できない場合が多いので、償還活動に従事する職員（非常勤嘱託員を含む。）について、償還促進月間等における土日、夜間の償還活動を含めた弾力的な償還体制の構築に努められたい（同頁）。

###### (1) 償還事務担当者の経理員発令

納付意欲のある時をとらえて的確に債権回収を図っていくためには、税金の徴収と同様、債務者から直接現金（償還金）を収受できるようにしておくことが必要であるので、償還事務担当者の経理員発令の是非を検討されたい（71頁）。

##### イ 債権の管理

###### (7) 不納欠損を行う場合の判断基準の策定

収入未済債権について、消滅時効の援用の見込みがある場合、財務規則に基づき不納欠損を行っているが、不納欠損の状況をみると、消滅時効完成後直ちに不納欠損を行っている資金や、消滅時効完成後も債務者の無資力状態が長期間続いているにもかかわらず、不納欠損を行っていない資金がある等、各資金で不納欠損の取扱いが異なっているので、消滅時効の援用の見込みがある場合の取扱いについて、判断基準を策定し、これに基づき債権の整理を進められたい（同頁）。

###### (4) 不納欠損を行った場合の債権の管理方法

消滅時効の援用の見込みがあること等の理由により、貸付金債権等私法上の債権について



不納欠損を行っても、法的に債権という権利を放棄するものではないことから、債権を何らかの形で管理していく必要があるが、その管理方法は、不納欠損額を債権現在高簿に繰り入れて、弁済期が到来していない本来の債権と不納欠損を行った債権とを同じ簿冊で管理しているものと、不納欠損額を債権現在高簿に繰り入れず、別に管理しているものとに分かれている。私法上の債権を消滅時効の援用の見込みあり等として不納欠損を行った場合の債権の管理方法について検討されたい（72頁）。

## (2) 個別事項

### ア 中小企業高度化資金

#### (7) 長期延滞債権の整理

地域改善対策高度化資金貸付金の収入未済額は1,974,501,409円であるが、いずれも昭和40年代後半から昭和50年代初めにかけて協業組合に対して貸し付けられたものであり、なかには担保資産も競売済みで組合の実態を有していないものもある。長期延滞債権について、担保の処分、連帯保証人への徴求の可能性を踏まえ、債権管理審査会の審査を経て債権の整理を進められたい（73頁）。

#### (4) 償還条件を変更した債権の管理

債務者が災害、経済事情の著しい変動、その他特別の事情により貸付金の償還を行うことが著しく困難であると認められるときは、貸付条件を変更することにより償還を猶予しており、これまでに条件変更を行った債権の貸付残高が19,791,757,000円（平成18年5月末現在）あるので、債務者の経営状況等を定期的に把握し、経営等に関する指導を継続的に実施する等、適切な債権管理に意を用いられたい（74頁）。

#### (4) 担保の設定・評価のあり方

貸付金債権を保全するためには、担保の設定と評価が重要であるが、県が定めた「中小企業高度化資金における担保設定等運用基準」では、建物が貸付対象となった場合、当該建物に取得価額の90%で評価した金額の抵当権を設定しているが、この担保の設定・評価では債務者の事業の破綻等により貸付金の償還が困難となった場合、担保を処分しても貸付金債権を回収できないおそれもあることから、担保の設定・評価のあり方について検討されたい（同頁）。

#### (4) 連帯保証人に対する適期の調査

債務者の破産等により担保物件の競売が行われ、なお債権が存在する場合は、連帯保証人に債務の弁済を求めていくことになるが、速やかに資力調査等が行われていないので、連帯保証人に対する適期の調査に努められたい（75頁）。

### イ 地域改善対策奨学資金

#### (7) 債務者が異動した場合の債権の管理方法

債権は、借受人（奨学資金貸付金により修学した者）が貸付金の申請をした教育事務所が

管理することとなっており、卒業後、就職等により申請時点の居所から異動した場合も、引き続き当該教育事務所が管理しているが、償還活動を実効あるものとするため、借受人及び連帯保証人（法定代理人）の償還実態等を勘案の上、より効率的な管理方法を検討されたい（76頁）。

(4) 訪問等による償還活動の推進

教育事務所における償還活動への取組は、文書による納付督促が中心で、年2回の返還促進月間を除いて、訪問等による調査・償還活動はほとんど行われておらず、返還促進月間における取組のフォローも不十分であることから、年間を通じた計画的な訪問等調査活動を行い、償還活動に積極的に取り組まされたい（同頁）。

(5) 連帯保証人へのアプローチの推進

借受人及び保護者（法定代理人）から奨学資金が返還されない場合、連帯保証人（第三者）にアプローチすることとなっているが、教育事務所の中には連帯保証人にアプローチしていない事務所もあるので、奨学資金の返還促進のため連帯保証人へのアプローチを推進されたい（同頁）。

(6) 奨学資金返還金収納促進専門員（非常勤嘱託員）の配置効果の検証等

平成18年10月から、東播磨教育事務所と中播磨教育事務所に各々2名の奨学資金返還金収納促進専門員（非常勤嘱託員）が配置されているが、配置効果を検証した上で、多額の収入未済を抱えている他の教育事務所への配置について検討されたい（77頁）。

ウ 母子寡婦福祉資金

(7) 貸付権限と債権回収責任の一体化

母子寡婦福祉資金の債権（収入未済債権を含む。）の管理は本庁児童課で行っていることから、健康福祉事務所が償還指導事務に鋭意取り組み、償還の実績を上げたとしても、本庁が管理する収入未済額が減少するだけであり、健康福祉事務所の償還指導努力が成果として反映されない仕組みとなっているが、収入未済対策に責任を持って取り組んでいくためには、貸付権限と債権回収責任を一体化し、権限と責任の明確化を図ることが望ましいと考えるので、県民局への債権移管について検討されたい（78頁）。

(4) 本庁児童課の償還事務のあり方

本庁児童課が償還事務を担当している神戸市、姫路市及び県外在住者の調定額に対する収入未済額の割合は81.7%と高く、県全体の同割合44.4%に比べ大幅に上回っているが、その償還事務をみると、借受人に対し随時催告文書等を送付しているものの、訪問等による調査・徴収活動は十分行われていないので、児童課における償還事務のあり方を見直されたい（同頁）。

#### (ウ) 市との連携の推進

平成15年4月の母子寡婦福祉法の改正前は県の母子相談員が相談等業務に併せて母子寡婦福祉資金の償還指導業務を行ってきたが、改正後は市が母子自立支援員を設置することとなったため、母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済額の大半を占める市部については、相談業務が分離され、貸付及び償還のみが県の業務となっている。償還促進のためには、市の母子自立支援員をはじめとした市の協力が不可欠であるので、償還指導事務に際し、市との連携の推進に意を用いられたい(79頁)。

#### エ 中小企業設備近代化資金

##### 延滞債権の整理

中小企業設備近代化資金の新規貸付は平成11年度をもって終了し、平成18年度までに1企業を除き約定償還も全て終了したことから、今後は延滞債権の処理のみが課題となる。延滞企業の多くは破産し、担保となる資産もない状態となっていることから、債務者、連帯保証人の資力調査等を踏まえ、債権の整理に努められたい(80頁)。

監査の結果は以上のとおりであるが、県の財政環境が依然として厳しい中、貸付金償還金の収入未済額は、平成17年度末現在で約64億円あり、県税等を除く収入未済額の7割近くを占めていることから、収入未済債権回収の強化、新たな収入未済債権の発生防止と速やかな対応等が求められるところであり、今回の監査結果を踏まえて、貸付金債権の的確な管理と償還事務の一層の推進を望むものである。

## 2 公の施設における防火管理体制

### (1) 防火管理者の未選任等

防火管理者が速やかに選任されていなかった施設(8施設)や選任の届出が遅延していた施設(10施設)が見受けられたことから、防火管理者の選任に当たっては、日頃から複数の有資格者を配置しておくなどの工夫を図り、前任者の異動・退職に際しても、円滑かつ速やかに新たな防火管理者の選任及び消防署への届出手続が行われるよう、適正に対応されたい(81頁)。

### (2) 消防訓練(消火、避難及び通報訓練)の未実施

消防訓練(消火、避難及び通報訓練)については、消防法令上、各施設が定めた消防計画に定める回数の訓練の実施が毎年義務づけられているが、平成17年度における3訓練の実施状況を見ると、監査対象施設の約72%(42施設)が消防計画に定める訓練回数を満たしておらず、施設管理者や防火管理者が消防法令を的確に理解していない現状が見受けられたことから、消防法令の理解と遵守に一層努めるとともに、実効性のある消防訓練を適正に実施されたい(82頁)。

### (3) 防火対象物点検の未実施

消防法令の改正により、一定の規模、用途、構造を有する防火対象物については、従前の消防設備点検とは別に、「防火対象物点検」を実施し消防署へ報告する義務があるが、当該点検を行っていない施設（3施設）があるので、速やかに当該点検と報告を行い、利用者の安全確保に努められたい（83頁）。

### (4) 消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物の区分変更

施設に設置すべき消防設備のレベル等は、消防法施行令別表第1のどの項区分に該当するかにより決まるが、施設の使用実態から見て、消防署に届け出ている項区分と合致していないと思われる施設（3施設）が見受けられるので、施設の使用実態が消防署への届出と異なっている場合は、区分の変更を消防署と協議し、適正な防火管理業務を実施されたい（同頁）。

監査の結果は以上のとおりであるが、公の施設の管理運営に当たっては、消防法令のみならず様々な法令が利用者である県民の安全・安心との関わりを持っており、それらの遵守が求められるが、施設を所管する県当局や指定管理者において、法令遵守項目が十分理解されていないように見受けられるので、施設の管理上必要な法令遵守項目をリスト化し、これらをチェックすることにより施設の安全・安心がなお一層図られることを望むものである。

## 3 高額機器の契約関係事務

### (1) 共通事項

#### ア 機種選定委員会の運営上の問題

機種選定委員会の開催に当たり、議事録の不備や比較機種の妥当性に問題があるもの等、一部に運営上の不適正な状況が見受けられたことから、審議機関として実質的に機能するよう、運営要領に基づく適正・的確な運営に意を用いるとともに、必要に応じて外部の専門家の意見等を求められたい（86頁）。

#### イ 仕様策定委員会運営要領の制定

知事部局及び企業庁にあっては、病院局のように各部局が準拠すべき仕様策定委員会に係る統一的な設置規程が整備されておらず、その対応は実施機関により異なっているが、仕様策定上の性能、条件について、より客観的な見地から慎重な検討を加えることは必要な手続であることから、機種選定委員会運営要領と同様、統一要領を制定されたい（87頁）。

#### ウ 複数機種の選定

機種の選定はほとんどが1機種であるが、複数機種を選定した場合は、1機種を選定した場合に比較し、より低い落札率となっていることから、契約担当者は、可能な限り複数機種の選定に努められたい（88頁）。

### エ 仕様による入札の場合の留意点

仕様による入札を実施する場合にあつては、業者に対しては、調達機器に必要な性能、条件のみを提示することとし、必要があつて想定機種を例示する場合は複数機種を例示する等、仕様による入札事務について配慮されたい（同頁）。

### オ 予定価格設定上の留意点

業者から提示される見積価格は、予定価格決定の際の判断材料として大きな比重を占めているが、1者のみからの見積書の徴収が大半であるので、複数業者からの見積書の徴収、他機関における導入実績や取引実例調査を実施するなど、可能な限り広範に情報収集を行い、適切な予定価格の設定に努められたい（89頁）。

## (2) 個別事項

### ア 県立大学

#### 随意契約の適正な運用

県立大学においては、前回の行政監査報告（平成13年度）以降も、機器の取得はほとんど随意契約により行われているが、随意契約したものの中には、納入可能な業者が県内に複数存在し、競争入札に付すことが適当であるものも見受けられるので、随意契約の適正な運用に努められたい（同頁）。

### イ 出納局

#### 競争性の確保

出納局における医療機器の指名競争入札の状況をみると、1契約当たりの指名業者数は多いものの、応札者数は少ないことから、競争性の一層の確保に意を用いられたい（90頁）。

### ウ 県立病院（病院局）

#### (7) 機器の一括調達

同一年度において複数の病院が同種の機器を購入する場合、スケールメリットによる経済性を勘案し、本庁等において一括購入することを検討されたい（同頁）。

#### (イ) 入札参加者審査会の一部未実施

契約予定金額が総額で1千万円以上である場合には、入札参加者審査会に諮る必要があるが、1品あたりの金額が少額であれば総額で1千万円以上であっても審査会への付議は不要と判断して審査会に諮っていない病院が見受けられるので、入札参加者審査会の適正な運営に努められたい（91頁）。

### エ 企業庁

#### 機種選定委員会に諮る案件の範囲の拡大

企業庁では、水質検査機器購入機種選定評価委員会設置要綱を制定し、予定価格が1千万円以上の水質検査機器の購入に当たり特定の機種に決定する場合は、機種選定委員会を開催しているが、1千万円以上の水質検査機器に限らず、200万円以上の高額機器の取得については、機

種選定委員会の対象とし、より公正で透明性のある機種選定を行われたい（同頁）。

監査の結果は以上のとおりであるが、公共調達分野における競争性等の確保に県民の関心が高まる中、物品の調達に当たっても一層の透明性・競争性が求められているところであり、今回の監査結果を踏まえて、機器選定過程における透明性・公正性の確保に努めるとともに、常にコスト意識を持ち、調達における一層の競争性の確保に努められることを望むものである。

#### 4 「県関係団体会計事務指導・支援マニュアル」に基づく主務課の指導・支援

##### (1) チェックの形骸化

団体の決算事務や会計事務処理に関する主務課のチェックにおいて、決算関係資料の記載内容の点検が十分でないものや、改善すべき事務処理があるのに適正と判断するなど、主務課のチェックが一部形骸化しているため、主務課においては、専門的なスキルの向上に努め、実効ある点検を実施されたい。なお、審査・指導室（現 審査・指導課）の支援を求めず単独で点検を実施している主務課にあっては、点検に苦慮している現状が伺えることから、審査・指導室への支援要請を検討されたい（95頁）。

##### (2) 組織としての対応の不備

審査・指導室が主務課の点検に同行し決算事務等について問題点を指導しているにもかかわらず、主務課が作成した点検結果には適正である旨の記載しかなされていないため、団体に対する指導内容を課長が的確に認識していなかったり、点検結果の復命自体を課長に行っていない主務課が見受けられるので、団体に対する点検・指導の責任が主務課にあることを認識し、組織として団体の指導・支援に取り組まされたい（96頁）。

##### (3) 点検時期の問題

決算関係の点検事務を決算理事会開催前に実施していない主務課が見受けられるので、指導・支援を効果的に行うため、主務課の点検を適期に実施されたい。また、年1回決算時期に合わせ、点検を行っている主務課が大半であるが、決算時期とは別に会計事務の点検を行うなど、可能な限り複数回の点検を実施されたい（同頁）。

##### (4) 「会計事務」点検の未実施

マニュアルが本格運用された平成15年度以降、一度もマニュアルに定める「会計事務」の点検を行っていない主務課が見受けられるが、「会計事務」の点検は、内部チェック体制の整備及び運用状況等を点検するために実施するものであるため、「会計事務」についても点検を実施されたい（同頁）。

(5) マニュアル活用説明会への不参加

担当者が団体の会計指導事務を担当した経験がないのに、審査・指導室主催のマニュアル活用説明会に出席させていない主務課が見受けられるが、担当者のスキル向上を図り、マニュアルを効果的に活用するため、主務課は研修会への担当者の参加について配慮されたい（同頁）。

(6) 点検結果の団体への未通知

マニュアルでは、主務課が行った点検結果の総括表は、主務課・団体双方に備え付け、県民の求めに応じてこれを開示することになっているが、全ての主務課において、団体に対して点検結果の総括表を通知していないので、マニュアルに基づき、点検結果を団体へ通知されたい（97頁）。

監査の結果は以上のとおりであるが、団体に対する会計・決算事務のチェックを公益法人会計等の知識、経験に乏しい主務課が担っていくことは、審査・指導室の支援があるとはいえ、監査の結果から判断して困難であると言わざるを得ないので、実効ある点検体制について検討を望むものである。

## 第4 8テーマの監査結果

### 本章の構成

本章は以下の構成により記述している。

**【留意・改善を要する事項(要旨)】**

当時の行政監査報告において、留意・改善を求めたものの要旨を記述。

今回の行政監査において確認した、上記に対する措置の状況や現状を記述。

今回の行政監査の結果、留意・改善を求めるものについてゴシック体で記述。



## 1 貸付金に係る事務事業（平成5年2月）

## (1) 融資実行率について

## 【留意・改善を要する事項（要旨）】

平成3年度において、融資目標額に対する融資実行率が30%未満と低率な貸付金が地域中小企業新事業開拓資金等11資金（細区分）ある。このうち、下請中小企業対策資金、取引環境改善対策資金及び開業・フロンティア事業支援資金については、過去3年間とも融資実行率が低率である。

融資制度及びPRの方法について検討されたい。

平成3年度において融資実行率が低率であると指摘した資金については、景気等社会情勢の動向を踏まえ、随時、融資制度の再編・統廃合などの見直しを積極的に行った結果、11資金のうち、廃止されたものが3資金、中小企業者等の資金需要等に応じて融資限度額の拡充、融資条件の見直し等を行ったものが7資金ある。

平成3年度と平成17年度の融資状況の比較は下表のとおりであり、平成17年度において融資実行率が30%未満の資金は、新分野進出資金、観光資金、連鎖倒産防止貸付である。

このうち、融資目標額が3百億円と最も大きい新分野進出資金は、中小企業者等の経営革新、新事業の創出等を支援し、地域産業の活性化に繋げていくためのものであるため、融資制度の説明会をはじめ、あらゆる機会を通じて一層の制度周知を図り、多様な資金需要に応えられたい。

平成3年度と平成17年度の融資状況比較

(単位：百万円)

資金名（平成3年度）	現行資金名	平成3年度			平成17年度		
		融資目標額	融資実行額	融資実行率	融資目標額	融資実行額	融資実行率
地域中小企業新事業開拓資金	新分野進出資金	1,000	30	3.0 %	30,000	8,028	26.8 %
中小企業情報化推進資金		1,000	168	16.8			
観光・リゾート施設整備資金	観光資金	2,000	472	23.6	500	48	9.6
取引環境改善対策資金	連鎖倒産防止貸付	100	10	9.5	3,000	465	15.5
経済変動対策資金	経営円滑化貸付	300	27	9.0	55,000	18,659	33.9
開業・フロンティア事業支援資金	新規開業貸付	200	58	28.9	1,000	546	54.6
障害者雇用事業所施設整備資金	長期資金（一般貸付）	100	0	0.0	63,300	112,600（注）	177.9
私立高等学校等入学資金	同左	150	42	28.3	150	120	79.9
下請中小企業対策資金	（4年度末で廃止）	100	28	27.9			
中小流通業事業転換等資金	（4年度末で廃止）	500	48	9.6			
人生80年いきいき住宅ローン	（12年度末で廃止）	640	59	9.1			

（注） 長期資金（一般貸付）については、当時の資金が対象としていた障害者雇用事業所施設整備に係る資金のみの把握ができないため、資金総額を表示した。

## (2) 住宅関係資金の償還期間の延長について

## 【留意・改善を要する事項（要旨）】

豊かな村づくり資金の住宅関係資金について、償還期間が10年以内となっているため、所得税の住宅取得等特別控除の適用が受けられなくなっている。

制度の利用促進、利用者の利便を図る上からも、償還期間の延長について検討されたい。

平成5年度に償還期間を1年間延長し、11年以内とすることにより、所得税の住宅取得等特別控除の適用が受けられるよう制度改正がなされている。

なお、融資制度の見直しにより、当該住宅関係資金については平成16年度をもって廃止されている。

## (3) 貸付金制度の運用について

## 【留意・改善を要する事項（要旨）】

中小企業設備近代化資金における平成3年度の貸付状況を確認したところ、貸付申請件数、額ともに前年度に比べ大幅に増加したため、貸付希望者に配付したパンフレット記載の貸付条件（貸付限度額3千万円）で貸付することができなくなり、2千万円を限度として貸付けを実施している。

貸付制度は、中小企業者等が必要とするときに、必要な資金が借り受けられることが望ましいものであり、貸付希望者の増加により当初の貸付枠を超過することになった場合、県単独制度への振替も含め、貸付枠の拡大について配慮されたい。

バブル崩壊後の景気低迷の影響を受け、中小企業者等の資金需要が低調であったことから、貸付枠自体は、小規模企業者等設備資金に引き継がれた後も平成3年当時の16億円から変更はないが、平成6年度から貸付限度額は3千万円から4千万円に増額されている。

なお、中小企業設備近代化資金は平成12年度から小規模企業者等設備資金に改組され、(財)ひょうご産業活性化センターで貸付を行っている。

## (4) 企業診断の迅速化等について

## 【留意・改善を要する事項（要旨）】

中小企業設備近代化資金の貸付を受けようとする者は、原則として県が実施する企業診断を受ける必要があるが、貸付機関から県中小企業総合指導所に対し早期診断を依頼しているのに、診断結果の受理が遅延していたものがあつたほか、貸付機関において早期診断依頼の取扱いに問題が見受けられた。

早期診断の実施や、依頼基準・依頼方法について配慮の要がある。

また、貸付を受けようとする者が申請日前の1年以内に県が実施する近代化促進診断を受けているときは、その後の状況を審査し、診断を省略できる旨の規定があるが、この規定を適用して診断が省略されたものはなく、全ての貸付申請に対し診断を実施している。

診断省略規定の適用について検討されたい。

平成12年3月31日に県立中小企業総合指導所が廃止されるとともに、中小企業設備近代化資金は小規模企業者等設備資金として（財）ひょうご産業活性化センターが貸し付けることとなったため、平成11年度以前の早期診断の状況は確認できなかったが、現在、上記法人においては、診断依頼を受けてから概ね10日から15日程度の早期診断に努めている。

なお、現行貸付資金では、より厳格な審査を行う観点から診断省略規定は置かれていない。

#### (5) 貸付金の口座振替制度の導入について

##### 【留意・改善を要する事項（要旨）】

母子寡婦福祉資金の貸付方法については、生活指導の観点から市福祉事務所又は町役場に来所させ貸付けする方法をとっているが、貸付件数の多い修学資金では年4回来所させており、就労している者にとっては少なからず負担となっている。また、市福祉事務所及び町役場においても、支払事務の負担は大きく、貸付金の交付遅延も発生している。

貸付世帯の負担軽減、市福祉事務所及び町役場における事務負担の軽減並びに貸付金の早期交付のため、貸付金の口座振替制度の導入について検討されたい。なお、償還については、収入促進を図るため口座振替制度の普及に努めているが、この制度の導入により償還金の口座振替者の増加が期待できるものと思われる。

平成7年度から貸付金の口座振替制度を導入し、現在、母子寡婦福祉資金の貸付は全て口座振替で行っている。

#### (6) 適期貸付けと貸付金制度の周知について

##### 【留意・改善を要する事項（要旨）】

母子寡婦福祉資金のうち、就学支度資金の貸付時期をみると、入学後の5月から7月の間に貸し付けられているものが、平成3年度において97件（全体の71.9%）あり、母子及び寡婦世帯が入学金の支払等、実際に資金を必要とする時期に貸付けが行われていない。

この貸付金は、受験の申込み段階でも申請できるものであるため、貸付金制度の趣旨が生かされるよう母子及び寡婦世帯に対する周知を図る等、適期貸付けについて配慮されたい。

就学支度資金等については、毎年秋頃に教育事務所等を通じて各中学校・高等学校にリーフレットを配布し、貸付金制度の周知が図られている。

また、平成17年4月入学者について貸付時期を調査したところ、貸付申請書類の不備等から90件中46件（51.1%）が5月及び6月の間に貸し付けられていたが、平成3年度に比べ改善傾向にある。

## (7) 貸付対象設備等について

## 【留意・改善を要する事項（要旨）】

地場産業等振興近代化資金について、店舗改装等を行った小規模企業者から貸付対象設備等設置完了届等の提出があったときは、貸付機関は、設備が貸付条件に適合しているかどうか等进行检查することになっているが、金額の多少にかかわらず、全ての調度品等が貸付対象とされているため、検査において煩雑な事務を余儀なくされている。

貸付対象設備等に限度額を設定する等、完了検査等が的確に行える方法を検討されたい。

貸付対象設備等については、1品当たりの最低限度額は設定されていないものの、主要設備等のみを貸付対象とするなど、完了検査が的確に行われるための対応が講じられている。

なお、地場産業等振興近代化資金は、平成12年度から地場産業等振興資金に改組（平成17年度から地域産業振興資金に改組）され、(財)ひょうご産業活性化センターで貸付を行っているが、地場産業等振興近代化資金と同様の対応がなされている。

## (8) 償還台帳の見直しについて

## 【留意・改善を要する事項（要旨）】

中小企業高度化資金については、多額の収入未済を生じており、的確な債権管理が望まれるところであるが、現在使用している貸付償還台帳は、おおむね約定どおり償還されることを前提として様式化されたものであり、償還猶予、履行延期、収入未済、分納等を生じている当該資金にとっては償還状況等を的確に把握するには不適切なものであると思われる。

債権管理を的確に行う上からも、償還交渉記録等の記載を含め、償還台帳を見直されたい。

延滞案件については、貸付償還台帳そのものに償還に係る全ての情報を記録していくことは物理的に不可能であるので、償還状況は台帳で管理し、償還交渉記録等は貸付先ごとの個別のファイルで管理する方法がとられている。

今回、貸付償還台帳及び個別ファイルの記載内容を確認したところ、概ね適切に記録、管理されている。

## (9) 貸付事務処理について

## 【留意・改善を要する事項（要旨）】

勤労生徒奨学資金貸与規則によると、奨学資金の貸与を受けた者が退学したときは、速やかに異動届を学校長を経て教育委員会に提出しなければならないことになっており、退学した者が提出できないときは学校長等が提出することになっているが、退学者の異動届の提出が非常に遅れたことから、退学して貸与資格がなくなっているにもかかわらず、教育委員会から受任事務長(奨学生から奨学金の受領委任を受けている事務長)に対し奨学資金の交付が行われているものがあつた。

不必要な資金交付が行われないよう異動届の早期提出について指導されたい。

受任事務長に対して奨学生に退学、退職等の異動があった場合、異動届を速やかに提出するよう徹底を図っている。

(10) 貸付（与）規則の整理について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

貸付規則又は貸与規則を制定し、県民に公布している貸付金のなかには、すでに貸付けを終了し、かつ、債権管理も終了している貸付金がある。

速やかに貸付（与）規則を整理されたい。

貸付金名	貸付終了時期	債権消滅時期
婦人更生資金	昭和43年度	昭和59年度
無認可保育所施設整備資金	昭和46年度	平成2年度
県立看護婦養成所看護学生修学資金	昭和52年度	昭和55年度
教員育成奨学資金	昭和51年度	昭和55年度

4 資金の貸付（与）規則は、いずれも整理されている。

(11) 収入未済について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

平成3年度末現在において、母子寡婦福祉資金等7資金に多額の収入未済がある。これらの収入未済額のうち、ほとんどは滞納繰越分であり、これらの中にはすでに貸付相手方の企業がその実体を失っているものもある。

担保の処分、連帯保証人への求償等債権の回収に努めるとともに、収入未済の新規発生を防止するためにも貸付企業に対する経営指導等に努められたい。

また、母子寡婦福祉資金の収入促進事務等については、市福祉事務所長に補助執行させているが、収入未済額中、市福祉事務所に係るものが74.7%ある。

市福祉事務所長との連携強化に努められたい。

母子寡婦福祉資金、中小企業設備近代化資金、中小企業高度化資金及び地域改善対策奨学資金については、「特定監査項目」において検証しているため、これら4資金を除いた3資金の対応状況は次のとおりである。

（4資金については、第5 特定監査項目の監査結果「貸付金債権の管理と償還事務」を参照）

ア 農業改良資金

債権回収を推進するため、平成17年4月に「農業改良資金貸付の延滞に係る処理方針」を定め、当該処理方針に基づき、督促の強化や延滞者との面談、疾病・災害等のやむを得ない場合の償還猶予の実施などの延滞解消に向けた方策を講じた結果、平成17年度末の収入未済額は平成16年度末と比較して59.4%に減少している。

イ 林業改善資金（現行資金名：林業・木材産業改善資金）

平成12年度以降、新規の長期収入未済事案は発生しておらず、収入未済額も年々減少してい

る。引き続き、各県民局及び当該資金の償還事務を委託している兵庫県森林組合連合会と連携を密にし、滞納者及び連帯保証人の経済状況等を把握し、償還の督促を行うなど債権回収に努めている。

#### ウ 勤労生徒奨学資金

平成17年度末現在の滞納者は23人であるが、このうち21人は督促等の時点から10年以上経過していることから、これらの者の所在・状況把握に努め、債権の回収・整理に努めることとしている。

今後も、引き続き、収入未済の解消に向け、債権回収の強化及び債権の適正管理を図られたい。

行政監査実施当時（平成3年度末）と平成17年度末との収入未済額比較 (単位：円)

資金名	平成3年度		平成17年度	
	収入未済額	調定額に対する収入未済額の割合	収入未済額	調定額に対する収入未済額の割合
農業改良資金	4,590,000	0.5	23,345,909	6.5
林業改善資金 (現行：林業・木材産業改善資金)	26,456,623	25.7	2,368,474	10.9
勤労生徒奨学資金	17,888,200	87.4	1,906,500	83.3
合計	48,934,823	4.8	27,620,883	7.2

## 2 相談事業（平成6年2月）

### (1) 相談窓口の周知について

#### 【留意・改善を要する事項（要旨）】

平成4年度における各相談事業の印刷媒体による広報の状況をみると、県の広報紙を活用したり、あるいは独自の広報資料を作成するなどして広報に努めているが、その配布先が県の関係機関、市町等になっているものが多く、県民に直接配布されているものは少数であった。

相談事業が住民サービスの一環として県民のために展開されていることを考えると、全世帯配布広報紙「県民だよりひょうご」へ掲載するなど、より県民に周知が図られるよう広報について検討されたい。

各相談事業とも、県・市町の広報紙・誌への掲載や、チラシ・パンフレットの配布等、紙媒体によるもののほか、近年は、県ホームページを通じた情報提供といった対応がなされているが、県民の目の触れやすさからすると、毎月発行される県の全世帯配布広報紙「県民だよりひょうご」は、今日においても、とりわけ効果的な広報媒体である。

平成17年度及び平成18年度に発行された「県民だよりひょうご」における相談窓口の掲載状況をみると、第8面のタイトルコーナーにさわやか県民相談のフリーダイヤル番号を掲載するとともに、消費生活相談事業では「くらしのホットライン」のコーナーを設け、毎号、相談事例の紹介及び相談窓口の案内がなされているが、他の専門相談事業については、紙面の制約もあることから、十分に広報がなされていない。

専門相談の中でも、県民の安全・安心面から特に迅速な対応が望まれる児童・高齢者虐待やDV等といった相談事業については、相談窓口の周知のため、一過性の広報に留まることなく、紙面を工夫するなどして掲載に努められたい。

「県民だよりひょうご」における相談窓口案内記事の掲載状況

年度	号	掲載された相談窓口	備考
通年		さわやか県民相談（フリーダイヤル番号）	第8面タイトルコーナーに掲載
		くらしのホットライン（消費生活相談）	相談事例とともに案内
平成17年度	4月	児童虐待24時間ホットライン DV相談	
	5月	県民総合相談センター開設相談窓口	
	7月	子どもに関する相談 児童虐待24時間ホットライン 幼児教育（子育て）相談 ひょうご赤ちゃんダイヤル DV相談 高齢者総合相談	特集「家庭の力・地域の力の再生」の中で案内
平成18年度	5月	県民総合相談センター開設相談窓口	
	6月	女性のための再チャレンジ相談 小児救急医療電話相談 こども家庭センターによる相談	特集「少子化・子育て支援の総合的推進」の中で案内
	7月	労働相談	
	12、3月	不妊専門総合相談	

## (2) 相談窓口の整備について

## 【留意・改善を要する事項（要旨）】

県民局を置く庁舎における相談窓口の整備状況について調査したところ、相談事業の中には個室の確保ができず、事務室内の応接セットを代用し、利用者のプライバシーへの配慮が欠けていたり、相談窓口が庁舎内に分散し、利用者にとって利便性の悪いものとなっている庁舎があった。

利用者のプライバシーや利便性に配慮した相談窓口の整備について検討されたい。

県民局においては、相談用個室により面談対応しているほか、個室対応でない場合でも、パーティションで相談コーナーを仕切るなどの対応を行い、プライバシーに配慮している。

また、県民局によっては、来庁者の多い相談窓口の案内板を庁舎入口に設置したり、庁舎内の相談窓口をまとめたパンフレットを入口に設置するなどの対応が図られている。

## (3) 案内標識の整備について

## 【留意・改善を要する事項（要旨）】

相談事業を実施している県庁舎への案内標識の設置状況について調査したところ、庁舎への誘導上最も有効かつ必要と思われる幹線道路や交差点に標識が設置されていないものや、標識が設置されている場合でも規格、設置位置が不適切で分かりにくいものがあった。

案内標識の設置について検討されたい。

案内標識の整備については、いずれも措置がなされている。

## (4) 専用電話の設置について

## 【留意・改善を要する事項（要旨）】

ひょうごっ子悩み相談について、専用電話の設置がなされていない相談窓口があった。

利用者の中には低年齢の者もあり、利用者が安心感をもって利用できる専用電話の設置について検討されたい。

各教育事務所等の全ての相談窓口に専用電話が設置されている。

また、相談窓口の周知のため、県及び市町の相談窓口を記載した名刺サイズのカードを毎年度県内の全児童・生徒に配布している。

なお、平成18年12月からは「ひょうごっ子悩み相談センター」の電話回線を増設し、いじめ専用の電話相談窓口「ひょうごっ子いじめ相談ホットライン」を開設したほか、平成19年2月からは「夜間教育相談窓口」を新設し、24時間の相談に対応している。



## (5) 関係機関との連携について

## 【留意・改善を要する事項（要旨）】

ひょうごっ子悩み相談実施要項によると教育事務所は、県下教育相談機関との連携を図るため、教育事務所、児童相談所、青少年補導センター、県民局、市郡町教育委員会及びその他教育事務所が必要と認める関係機関の代表をもって地区運営委員会を設置することとなっているが、要項どおりの構成となっていない地区運営委員会があった。

教育相談機関との連携を密にするとともに的確に地区運営委員会を設置されたい。

平成17年度及び平成18年度の実施状況を確認したところ、全ての教育事務所において、要項どおりの構成員をもって地区運営委員会を構成するとともに、年2回委員会を開催し、相談事業の現状等について意見交換を行っている。

## (6) 広聴事案事務処理基本要領の制定について

## 【留意・改善を要する事項（要旨）】

各種相談窓口では、利用する県民に対して適切な対応に努めるとともに県民からの広聴事案（意見、要望、苦情及び相談）のうち、必要なものは県政に反映させるという広聴機能をも備えており、これら機能が十分に発揮されるためには適切な事務処理方針等を定めた規程の整備とこれに基づく処理が求められる。今回、監査対象とした相談事業の事務処理要領等の制定状況をみると、総合相談としての一般県民相談等においては広聴事案事務処理要領等を定めて広聴処理まで図られているが、納税相談、女性問題相談等の専門相談においては事務処理要領を定めていないものや、定めている場合でも広聴処理まで定めているものは少なく、結果として県民からの広聴事案に対する取扱いが相談事業によって異なったものとなっていた。

県民からの広聴事案が同様に取り扱われるよう統一的な広聴事案事務処理基本要領の制定について検討されたい。

平成8年3月1日付けで広聴事案事務処理要領が改正され、広聴事案の事務処理を迅速・的確に行うための全庁的な処理基準の規定整備が行われている。

また、広聴活動の考え方や心構えなどについて、各所属で実践的に活用できる「広聴マニュアル」を作成し、県庁WANを通じて職員の活用に供している。

## (7) 相談事務処理について

## 【留意・改善を要する事項（要旨）】

平成4年度における相談事務処理について留意を要するものがあった。  
適正な事務処理について配慮されたい。

各相談事業の相談事務処理についての措置状況は下表のとおりであり、いずれも措置されている。